

## 学校法人 宮内学園 監事会議事録

1. 開催日時 令和3年5月31日（月）14時30分～15時40分
2. 開催場所 学校法人宮内学園 法人会議室  
神戸市東灘区御影中町8丁目4番14号
3. 監事定数 2名
4. 出席監事 2名
5. 議事事項 議案 令和2年度 監査実施要領の決定の件
6. 議事の経過の要領及び結果

議案の審議及び賛否の結果は次のとおりである。

開議定刻に至り、選ばれて監事 荒木 安弘が議長につき、本会は有効に成立した旨を告げ、議案の審議に入る。

### 第1号議案 平成31年度 監査実施要領の決定の件

議長は、上記の議案を上程し、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の監査実施要領案を提出し監査方針を詳細に説明したところ、各監査役は、これを慎重審議の結果、全会一致をもって原案どおり承認することに決し、議案の承認を宣言した。

以上をもって議案の全部を終了したので、議長は閉会を宣し散会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び出席監事は次に記名押印する。

令和2年5月11日

学校法人宮内学園 監事会

議長監事

荒木安子



出席監事

南野浩司



学校法人 宮内 学園

監 査 報 告 書

令和 3 年 5 月 31 日

学校法人 宮内学園

理事長 宮内マーチ豪 殿

会社所在地 神戸市中央区三宮町2丁目5-1  
会社名 南野浩司  
税理士  
電話 078-393-2870

会社所在地 三木市志保町東白旗が丘 2-127  
会社名 荒木安弘  
取締役社長  
電話 0794-87-0527

- 1、 監査日時 令和 3 年 5 月 31 日 (月曜日) 14 時 30 分より
- 2、 監査場所 当該 会議室
- 3、 出席者 監 事 南野 浩司 ・ 荒木 安弘  
立 会 人 宮内 マーチ豪  
学校 会計 椋田 陽一 ・ 飯沼 一久代 以上 5 名

監 査 報 告

私たちは、私立学校振興助成法第14条3項の規定に基づき監査報告を行うため、平成25年5月29日付の日本公認会計士協会学校法人委員会報告等の告知教第1376号に基づき、学校法人の令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の計算書類、すなわち貸借対照表(人件費支出内訳表を含む)消費収支計算書及び借借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)に基づき監査を行った。この計算書類の作成責任者は理事長にある。私たちは責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明するにあり、私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は私たちの計算書類に重要な虚偽の表示があるかどうかの合理的な保障を得ることを求めた。

監査は試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適応方法並びに理事長の行った見解もその評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。

私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。私たちは上記の計算書類が学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠し、学校法人宮内学園の令和3年3月31日をもって終了した会計年度の経理状況及び現在の財政状態を正しく重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

学校法人 宮内学園

監査報告書

令和 3 年 5 月 31 日

学校法人 宮内学園

理事長 宮内マーチ豪 殿

会社所在地 神戸市中央区三宮町2丁目5-1  
会社名 南野浩司  
税理士 南野浩司  
電話 078-393-2870

会社所在地 三木市志保町東百町5  
会社名 荒木守三  
取締役社長 荒木守三  
電話 0794-87-0527

- 1、 監査日時 令和 3 年 5 月 31 日 (月曜日) 14 時 30 分より  
2、 監査場所 当該会議室  
3、 出席者 監 事 南野 浩司 ・ 荒木 安弘  
立 会 人 宮内 マーチ豪  
学校 会計 椋田 陽一 ・ 飯沼 一久代

監査の結果

私たちは、私立学校振興助成法第14条3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成25年5月29日付け日本公認会計士協会学校法人委員会報告等の告知数第1376号に基づき、学校法人の令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の計算書類、すなわち貸金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)消費収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)について監査を行った。この計算書類の作成責任者は理事長にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保障を得ることを求めている。

監査は試査を基準として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適応方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判明している。私たちは上記の計算書類が学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人宮内学園の令和3年3月31日をもって終了する会計年度の経理状況及び現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。